

国民健康保険税

医療費の支払いなどに充てられる大切な財源

国民健康保険（国保）は、病気やけがに備えて加入者がお金（保険税）を出し合い、医療費の支払いなどに充てる「助け合いの制度」。

皆さんが納める保険税は、国の負担金などと共に大切な財源です。

本年度分の納税通知書は6月中旬に郵送します。必ず納期内に納めましょう。

納税義務者は世帯主

国保は世帯単位で加入するため、世帯主が保険税の納税義務者になります。国保に加入していない世帯主でも、世帯内に入り者がいる場合は課税されます。

税率と課税方法

本年度の税率は別表のとおりです。加入者それぞれの所得割、資産割、均等割を計算した額に、平等割を加えた合計額が世帯主に課税されます。また医療分、後期高齢者支援金分は全ての加入者、介護分は40歳以上65歳未満の加入者が対象になります。

保険税の軽減（減額）

● 所得が一定額以下の世帯
前年所得が一定額以下の場合、

● 倒産や解雇などで離職
65歳未満の人で倒産や解雇などにより離職し、雇用保険の特定受給資格者・特定理由離職者となつた場合、申請により保険税を最大で2年間軽減します。

● 保険税の軽減（減額）
社会保険などの加入者が、後期高齢者医療制度に移行したことで、扶養になっていた人が国保に加入する場合、保険税の減免対象になることがあります。

● 難な場合は、相談してください。
やむを得ない事情で納付が困難な場合は、相談してください。

均等割、平等割を軽減します。

7割軽減／世帯主と国保加入者の前年所得の合計が33万円以下

5割軽減／世帯主と国保加入者の前年所得の合計が、33万円+

国保加入者数×27万円以下

2割軽減／世帯主と国保加入者の前年所得の合計が、33万円+

国保加入者数×49万円以下

※申告をしていない人がいる世帯は対象外。前年の所得がなくとも申告を行ってください。

● 倒産や解雇などで離職

65歳未満の人で倒産や解雇などにより離職し、雇用保険の特

定受給資格者・特定理由離職者となつた場合、申請により保険税を最大で2年間軽減します。

● 保険税の軽減（減額）

社会保険などの加入者が、後

期高齢者医療制度に移行したこ

とで、扶養になっていた人が国

保に加入する場合、保険税の減

免対象になることがあります。

● 普通徴収（納付書、口座振替）
納付書に記載のある金融機関やコンビニなどでの納付、口座振替での納付になります。6月から翌年1月まで、8回に分けて納めます。

● 特別徴収（年金天引き）
年金収入額や世帯の国保加入状況から、対象になる人が決まります。年金の支払い月に年金から天引きになります。

● 保険税を滞納すると
納期限を過ぎても納付されないと、督促・催告を受け保険証の有効期限が短くなることがあります。さらに滞納が続く場合はこの限りではありません。



納期内に納めてね

旭市イメージアップ
キャラクター
「あさピー」

【別表】国民健康保険税の税率など(平成29年度)

課税区分		医療分	後期高齢者支援金分	介護分
所得割額	(前年の所得 - 33万円) × 税率	6.6%	2.3%	1.7%
資産割額	土地と家屋の固定資産税額 × 税率	20.0%	-	-
均等割額	加入者 1人当たり	21,000円	12,000円	14,000円
平等割額	1世帯当たり	26,000円	-	-
課税限度額	世帯に課税される上限の額	51万円	14万円	12万円

保険年金課国民健康保険班

税務課税課税班

● 納税の相談

問い合わせ先

● 課税の内容

☎ 62-5321

☎ 62-5331